

## 日本における制度用語としての「体錬」に関する一考察

崎 田 嘉 寛 (広島国際大学) \*

### A Study of “Tairen” as a Term for an Administrative System in Japan

Yoshihiro Sakita (Hiroshima International University) \*

(2017 年 4 月 26 日受理)

#### Abstract

This study aims to define the concept of “tairen” in Japanese administrative systems. The results of this study are as follows.

1. The chronology of the use of the school subject title “Tairen Course” in Japan’s compulsory physical education curriculum was reviewed.
  - 1) In Japan, the term “tairen” was coined by Ito Enkichi, Vice Minister of the Ministry of Education and proposed at the Educational Council on July 1, 1938. His expression of “tairen” meant “physical exercise that includes tempering the training consciousness.”
  - 2) With regard to the word “ tairen” [体錬] that Ito invented, instead of using the word ‘ ren’ [錬] with the kanji “ thread” radical on the left, ‘ ren’ [錬] with the kanji “ metal” radical on the left is used. Presumably, the reason was that it gave a typical war-time tone to the word.
  - 3) During the Educational Council meeting of July 22, 1938, it was decided that the title “Tairen Course” would be adopted. As a consequence, “tairen” was interpreted as a term that included elements of mental training.
2. The concept of “tairen” emerged while a “Tairen Bureau” was being planned to administer Japan’s physical education activities at school. Furthermore, the sequence of events that led to the name change of the “Tairen Bureau” to the “Physical Education Bureau” and its reasons were clarified
  - 1) The “Tairen Bureau” was envisaged to expand the school physical education administration in November 1940, when it was specified that “tairen” stood for “physical training and cultivation.” The educational value of “tairen” was also emphasized. Moreover, its contents were prescribed as “training” and “care,” and its methods were considered “practical training” to realize the actualization of the term.
  - 2) However, the naming of the “Tairen Bureau” encountered difficulties following an investigation by the Japanese Privy Council. In particular, Minami Hiroshi expressed his grave concerns and opposition. As a result, the name was revised to the “Physical Education Bureau.” This study considers the context of this, and notes that the reason for Minami’s objection is that the appellation of “tairen” could influence his work as president of the Japanese Language Council.

**キーワード：**教育審議会    伊東延吉    体錬局    南弘

**Key Words:** the Educational Council    Ito Enkichi    Tairen Bureau    Minami Hiroshi

## はじめに

日本の公教育制度における正課体育の名称は、今日までにどのように変遷している。1872 年から体術科<sup>1)</sup>、1873 年から体操科<sup>2)</sup>、1941 年から体鍊科<sup>3)</sup>、そして現行の制度では 1947 年および 1949 年から体育科<sup>4)</sup>あるいは保健体育科<sup>5)</sup>、となっている。これらの教科名称の中から、本研究では「体鍊」という用語を対象として、その制度上の概念の一端を明らかにすることを目的とする。

筆者は、これまで戦後学校体育改革期の研究に従事してきており、その一環として当時の教員に対して聞き取り調査を行なってきた<sup>6)</sup>。この中で、ある教師が、体鍊という用語における「鍊」の漢字がいかに重要であったか、すなわち糸偏ではなく金偏であることをことさらに強調していたことは、筆者の印象に強く残っている。この教師の語りからは、アジア・太平洋戦争下において、体鍊という新しい用語に対して特殊な意味付けや解釈がなされてきたことを窺い知ることができる。そして、日本の学校体育の歴史において、体鍊という用語が如何に創出され、普及と浸透が目指されたのかを明らかにする作業の必要性が垣間見える。一方で、東北アジア地域においては、体育やスポーツに関する概念は一樣ではない。時代背景も踏まえれば、日本において創出された体鍊という用語の歴史的考察は、東北アジア地域の体育・スポーツ史学にとっても看過できない課題であろう。

これまで、日本体育通史研究において、体鍊は「身体操鍊の略語」であり、「『鍊』が『鍊』として、戦時体育の鍛鍊的性格を幾分象徴させたに過ぎない」<sup>7)</sup>と説明されている。また個別研究においては、教育審議会の審議を中心として国民学校における体鍊科の構想過程が明らかにされている<sup>8)</sup>。ここでは、国民学校における正課体育の教科名称が、当初の体育科という名称案から体鍊科に変更される過程を詳述している。一方で、戦前期の学校体育行政を所管する文部省担当局の名称は、1941 年に課から局への昇格に際して、当初の体鍊局という設置構想から、最終的に体育局となっている。教科名称が体育科から体鍊科に変更されたのに対して、学校体育行政担当局名が体鍊局から体育局へ修正されたことは極めて特徴的である。ただし、これまで体育局への修正経緯、あるいは正課体育の教科名称である体鍊科との不一致の理由は、管見の限り明らかにされていない。

そこで、本研究の課題を次のように設定した。まず、体鍊という用語が正課体育の教科名称に採用された経緯を教育審議会における審議を中心に再確認する。次に、体鍊局が構想された際

の体鍊の概念を確認する。さらに、体鍊局から体育局に名称が変更された経緯と理由を枢密院審査委員会での審査内容から明らかにする。そして、これらの課題の解明を通じて、日本における制度用語としての体鍊の概念を把握する一助とする。

本研究で使用する主たる資料は、教育審議会関係の資料に加えて、体鍊（体育）局設置に関わる公文書、および体鍊局の名称変更に関与したと考えられる南弘の私的日記<sup>9)</sup>、である。

## 1. 教育審議会における体鍊科の創出

## (1) 用語としての「体鍊」の創案

日本において「体鍊」という用語がはじめて創出されたのが、教育審議会の審議においてである。1937 年 12 月に内閣に設置された諮問機関である教育審議会（勅令第 711 号、1942 年 5 月 9 日廃止）は、戦前の教育関係の審議会としては最大であり、従来の教育内容と制度を刷新させるほどの強い影響力を有していた<sup>10)</sup>。具体的に例示するとすれば、義務教育制度を 6 年から 8 年に延長することを決定した機関である。

この教育審議会の第 5 回整理委員会<sup>11)</sup>（1938 年 7 月 1 日）において、文部次官であり審議会の幹事長である伊東延吉は、「国民学校、国民実修学校要項」（幹事試案）<sup>12)</sup>として新しい教科構成案を提示する。この要項で示された低学年の訓練科および高学年の体育科の教科内容において、体鍊という用語を確認することができる。抜粋すれば、以下の通りである（下線は引用者による）<sup>13)</sup>。

低学年（一、二、三、四学年）

三、訓練科 礼法、行事、体鍊、教練、  
遊戯、衛生、習字、作文、唱歌、図工、  
手工

高学年（五、六学年）

三、体育科 体鍊、武道、教練、衛生

提案者である伊東による体鍊の説明は、審議録に次のように記録されている。「体鍊一是ハ体操ト云フノハ如何ニモ西洋式デ身体ヲ操ルト云フノデ拙イカラ体鍊トシタノデアリマス」<sup>14)</sup>あるいは「体操トアリマスノハ体鍊ト致シマシタノハ、体操ト云フノハ余リニ何ダカ手足ヲ唯動カスダケト云フヤウナ意味デ鍛鍊の意識モ十分デナイシ、又唯手足ヲ動カスト云フヤウナ機械的ノコトニナリ易イト云フコトヲ避ケル為ニ体鍊ト致シタノデアリマス」<sup>15)</sup>。この説明からは、体鍊とは「狭義の体操」に「鍛鍊の意識」

を加えたものであることを窺い知ることができる。「意識」という表現の意味内容は判然としないが、伊東の創案した体錬は、ほぼ体操と同義であったと考えるのが妥当であろう。

## (2) 体錬を巡る用語上の問題

一方で、伊東が提案した体錬に対しては、教育審議会特別委員会において用語上の疑義が示されている。具体的には、下村宏が「体錬ノ『レン』ガ金偏デ、教練ノ『レン』ガ糸偏ニナッテ居リマスガ、是ハ何カ理由ガアルノカ」<sup>16)</sup>と問い質している。下村は、国語審議会の委員であり、また大日本体育協会の会長となった人物である。下村の質問に対して伊東は、その場で「是ハ大分色々御議論ガアリマシタ、此ノ『錬』ノ方ガ良イト云ウ御話モアリマシタ」<sup>17)</sup>と回答している。それでは、伊東が回答した議論というのはどのようなものであったか。議事録内で確認できる範囲で言えば、鍛錬と錬成の「レン」の字が金偏か糸偏のどちらが正しいかで議論がなされているのを確認できる<sup>18)</sup>。ただし、議論の時点では明確な結論は出されていない。その後、この件に関して、社会教育局長の田中重之は補足的説明を行なっている。ただし、その説明内容は、「鍛錬」は金偏として『後漢書』に、同じく「錬成」も金偏として『十八史略』に記載があるという、文献的な事例紹介にとどまっている<sup>19)</sup>。その後も審議録には明確な議論の推移は示されていないようである。

先の伊東が述べた「議論の結果」は、審議会での議論なのか、審議会外での議論なのかは判然としない。ただし、議事録を通読すれば、「訓練」、「修練」、「教練」という用語は、従来の文部省の用例がある用語<sup>20)</sup>であるとの印象を受ける。つまり使用実績が踏襲され、修正されることなく糸偏の「練」が使用され続けたと考えられる。一方で、「錬成」については金偏の「錬成」に修正され、「体錬」も金偏が採用されている。その理由は文部省において使用実績がない新語であり、この時点では今村が説明しているような戦時的性格の象徴<sup>21)</sup>と判断することが妥当であろう。

## (3) 体育科から体錬科への修正

伊東が提示した教科名称案は体育科であり、そこでの体錬はいわば体操という教科内容を表すものであった。体錬が教科名称として採用されるに至った経緯、換言すれば教科名称が体育科から体錬科へ修正された経緯を確認しておきたい。

教育審議会における教科名称の決定経緯では、各委員から様々な教科構成の私案が示されている。この中で、第9回整理委員会(1938年7月22日)

において、委員長より「皇民科」、「理科」、「技能科」、「体育科あるいは体錬科」という教科構成案が示される<sup>22)</sup>。これが、教科名称としての体錬科の初出となる。その後、教科構成に対する審議に際して、正課体育の教科内容を巡る議論の対立が具体化する。すなわち、正課体育の内容を身体的訓練に限定するのか、あるいは精神的訓練を含ませるのか、という対立である。より具体的には、武道の位置づけを「皇民科」にするのか、あるいは「体育科あるいは体錬科」にするのかという対立である<sup>23)</sup>。

上述の対立を抱えたまま、教科名称を体育科とするのか、あるいは体錬科に変更するのかについては、第9回整理委員会において、審議録への速記を中止した懇談会で議論がなされている。この懇談会では、「頑是ナイ児童ヲソダテル意デ体育科ノ方ガ宜シトモ考エラレルガ、『錬』ガ『育』モ含ムコトニシテ体育科ヲ体錬科ト改称致シ度イ」<sup>24)</sup>と結論付けられている。そして、この結論に異論も対案も示された形跡はなく、この懇談会で教科名称として体錬科の採用が決定している。一方で、武道の位置づけについては、「『体育科(あるいは体錬科)』派は精神的訓練の重視という方法・手段論を唱え、『皇民科』派は国粹的な武道・本質論を根拠として」(括弧内引用者)<sup>25)</sup>激しい議論を展開したと考えられる。懇談会終了後、審議録には教科名を体錬科とし、武道を体錬科に含み「威信ヲ保ツ」ことが正式に記述されている<sup>26)</sup>。

教科名称として体錬科を採用したことは、伊東が案出した時の意味、すなわち7月1日の幹事試案での体錬の意味を変針したことになる。少なくとも教科名として採用されたことに加え、武道を正課体育に導入したことから、体錬科の体錬には、精神的訓練の要素が加味されたと言える。

## 2. 文部省体錬局の構想と修正

### (1) 学校体育行政担当部局名としての「体錬」

1920年以降1945年までの日本の学校体育行政担当部局課は、次のように変遷している。1921年から大臣官房学校衛生課、1928年から大臣官房体育課、1937年から大臣官房体育課に三掛(庶務、体育運動、学校衛生)を設置、1941年から体育局(1945年7月廃止)、である<sup>27)</sup>。この中で、1941年からの体育局については、1940年11月30日に「文部省官制中改正」を枢密院に諮詢した書面<sup>28)</sup>には「体錬局」と示されている。すなわち、従来の体育課を拡充し、局への昇格に際して体錬局が構想されていたことになる。ここで、学校体育行政担当部局名としての体錬が用

いられた背景には、先行して正課体育の名称が体錬科と決定していたためと考えられる。ただし、同時に作成された「体錬の意義」という資料には、「体錬とは字面の上から言へば身体的錬磨育成といふことを約めたものである」<sup>29)</sup>ということが明確に示されている。

この「身体的錬磨育成」とは、次のように述べられている。「茲に言ふ身体とは肉体を言ふのではない。・・・身体を離れて精神なく精神を離れて身体は無い。・・・身心一体一如の存在が即ち人間である、この人間の修練錬成が教育であって、体錬は即ち教育自体に他ならぬ。唯その教育上の手段方法として主として知的訓練を通じて教育を行ふものを知育と呼ぶに對し、これは主として身体的修練の方法を採るが故に体育体錬等の表現を用ひるに過ぎない」<sup>30)</sup>。ここでは、「体錬は即ち教育」とあるように、体錬に対して教育的価値を付与し、ことさらに強調していることがわかる。一方で、体錬の内容に関しても具体的に示されている。一つ目が「鍛錬」で「体育訓練方法によって積極的に鍛錬して身心の強靱なる発達を図らうとする」<sup>31)</sup>部面、二つ目が「養護」で「衛生養護の施設と訓練とによって身心の育成を保護助長せんとする」<sup>32)</sup>部面である。そしてこの両者を実践的具体的修練によって統括することが明示されている。体錬とは、教育の派生用語であり、具体的には身心の鍛錬と養護を修練によって統合すること、と解することができる。このように、先述の体錬科で示された内容よりもさらに踏み込んで体錬の意味が具体化されている。

## (2) 体錬局から体育局への修正

### ① 枢密院審査委員会での審議

体錬局の設置については、枢密院審査委員会で審査が行なわれることになる。具体的な日程を示すと、次の通りである。「文部省官制中改正」(体錬局設置)を枢密院に諮詢(1940年11月30日)、審査委員の指定(同年12月7日)、第1回枢密院審査委員会(同17日)、第2回枢密院審査委員会(同21日)。その後、同24日に体錬局を体育局に修正することによって審査委員会で可決され、1941年1月8日に体育局が設置(勅令19号)される。この審査過程の中で注目すべきは、12月17日の第1回枢密院審査委員会において、枢密院の顧問官である南弘から、体錬という用語に強い疑義と修正意見が提示されている点である。具体的には、審査委員会の審議録によれば、「体錬局の名称に付、耳に親しまざる語を用ふるは国語を混乱せしむる所以なるを以て体錬の称呼を体育に変更すべしと主張」<sup>33)</sup>と記されている。

続いて、第2回枢密院審査委員会の審議録に

は、次のように示されている。「南委員は文部省官制中改正の件に関し体錬局の名称を体育局に変更する要あり乃ち之が修正方書記官長より当局に交渉することし修正の上は本案は其の儘可決せられ然るべき旨全会一致を以て議決」<sup>34)</sup>。全会一致が原則の審査委員会において、体錬という用語を体育に修正しなければ、本件に反対するという強い意思表示があったことが推察される。

### ② 南弘による体錬の使用拒否の背景

上述のように、体錬局から体育局への部局名変更については、南弘の強い影響を窺い知ることができる。では、南弘が体錬の使用を拒んだ背景とは如何なるものであったのか。

まず、南弘に関して、本研究に関する略歴を見てみたい<sup>35)</sup>。1934年12月に国語審議会発足時の会長、1936年12月から枢密院の顧問官、1937年12月からは先述した教育審議会の委員を歴任している。なお、日本における社会体育行政を統括する省庁である厚生省(1938年1月11日設置)の名称を推薦して採用された経緯も持ち合わせている<sup>36)</sup>。

次に、第1回枢密院審査委員会の日に記した、南弘の日記を確認してみたい。ここには、次のようにしたためている。「体錬局たる文字は耳で聞いてもおらぬ目で見てもおらぬ、斯様な文字を用いる事は国語を乱すようである、文部省としていずれも慎まれたい、体育とその文字で何の差支がありますか。若し差支ありとするなら教育も教錬と改めなりたらぬ」<sup>37)</sup>。このように体錬という用語について強い嫌悪感を示していることが日記から窺い知ることができる<sup>38)</sup>。

枢密院審査委員会審議録や南弘の経歴および日記からは、彼が体錬の使用を拒んだ背景の一つとして国語の問題があることがわかる。南弘が会長を務める国語審議会では、国語を海外に普及するために最も必要である基本語の設定、表記上の煩瑣不憫を除去するための字体の整理統一などの事業が設定されている<sup>39)</sup>。また、1940年7月の委員増員に際して、新造語や新語法への対応が示されている<sup>40)</sup>。これらの国語審議会の仕事に対して、体錬という用語の使用と普及が抵触したことが大きな要因であったと考えられる。

### おわりに

本研究の目的は、日本における体錬という用語の制度上の概念を明らかにすることであった。日本における体錬という用語は、1938年に文部次官である伊東延吉によって私的に創出され、

教育審議会場で提案されたものであった。ここでの体錬は狭義の体操に鍛錬の意識を含ませたものと解説されたように、ほぼ体操と同義であった。ただし、同じく教育審議会の限られた委員によって教科名称として体錬科が提起・採用されることで、体錬という用語は精神的訓練の要素を加味するものとして解釈されるようになった。この間、わずか20日間程度である。少なくとも、日本における体錬という用語の創出、および体錬の教科名称への採用には、当時の体育関係者が十分に関与していなかった、と言うことができよう。

一方で、1940年末には学校体育行政を拡充するために体錬局が構想される。ここでは、体錬が「身体的錬磨育成」の略語であることが明記される一方で、その教育的価値がことさらに強調される。加えて、内容として「鍛錬」と「養護」が規定され、方法としての「実践的修錬」によって統括されることを明示することで用語の具体化が試みられている。すなわち、体錬という用語は、制度用語として正課体育を重視し、学校体育行政機能を強化する象徴として意味づけがなされ、普及・浸透が目指されたと考えることもできよう。

しかしながら、体錬局構想は、その名称について枢密院の審査において南弘から強い疑義と反対が表明され、体育局に修正される。その背景には、南弘が会長を務める国語審議会の影響が強く窺える。結果として、体錬局の行政機能は減損されることはなかったが、体錬という用語の使用のみに制限が加えられることとなった。換言すれば、体錬という用語の使用に政治的見地から制約・制限が加えられ、その表出が体錬局の体育局への修正であったということである。

今後の課題は、当時の教育現場において、体錬という用語がいかに浸透し制度用語とは異なる意味付与がなされたのか、あるいは浸透しなかった事例があるのであればその理由等の解明が必要であろう。加えて、アジア・太平洋戦争以前のいわゆる外地をも対象として、体錬という用語の展開過程を明らかにすることも不可欠であろう。

#### 【付 記】

本研究は、東北アジア体育・スポーツ史学会第11回大会（韓国釜山、2015年8月11-14日）での口頭報告（崎田嘉寛・篠崎竜也「日本における『体錬』概念に関する一考察—文部省『体錬局』構想における南弘の影響を手掛かりとして—」）に、加筆修正したものである。

#### 注および引用・参考文献

- 1) 文部省『学制』1872、p.17。国立国会図書館デジタルコレクション（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/808231>）。（同デジタル資料の閲覧日はすべて2017年1月20日。）
- 2) 文部省『小学教則』出雲寺万治郎、1873、p.21。国立国会図書館デジタルコレクション（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/904334>）。
- 3) 文部省普通学務局編『国民学校令及国民学校令施行規則』内閣印刷局、1941、p.1。国立国会図書館デジタルコレクション（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1460926>）。
- 4) 文部省学校教育局『学校教育法施行規則』1947、p.6。国立国会図書館デジタルコレクション（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1460732>）。
- 5) 「『新制中学校の教科と時間数』の改正について」（発学261号）1949年5月28日。『文部時報』863号、1949年8月、pp.58-61。
- 6) 崎田嘉寛『戦後初期学校体育の研究—広島県の小学校を手掛かりとして—』溪水社、2009。
- 7) 今村嘉雄『日本体育史』不昧堂出版、1970、pp.11-12。
- 8) 崎田嘉寛「国民学校『体錬科』の構想過程に関する一考察—教育審議会（1937.12～1938.12）での審議を中心に—」『体育史研究』第32号、2015、pp.27-40。
- 9) 「南弘日記」は2011年より国立公文書館で公開されている。同資料の大正期を紹介した、藤田裕介「『南弘日記』：大正七年紀」『鷹陵史学』39号、2013、pp.201-215、がある。
- 10) 清水康幸ほか（編）『資料 教育審議会（総説）』（野間教育研究所紀要第34集）野間教育研究所、1991。
- 11) 教育審議会では、総会、特別委員会、整理委員会が設置されている。総会是最終決定機関であるが、答申案等の原案は特別委員会が決定し、特別委員会の原案は整理委員会で検討している。
- 12) 「第五回整理委員会ニ於テ提出セル幹事試案」『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯』pp.233-236。
- 13) 「国民学校、国民実修学校要項」（野間教育研究所所蔵）。
- 14) 「教育審議会諮問第一号特別委員会第五回整理委員会会議録 昭和十三年七月一日於文部大臣官舎」『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯』p.220。
- 15) 「教育審議会諮問第一号第十八回特別委員会会議録 昭和十三年七月六日 於文部大臣官舎」『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録 第五輯』p.36。
- 16) 「教育審議会諮問第一号第十九回特別委員

- 会会議録 昭和十三年七月六日 於文部大臣官舎」同上書、p.71。
- 17) 同上書、p.77。
- 18) 「教育審議会諮問第一号特別委員会第六回整理委員会会議録 昭和十三年七月六日於文部大臣官舎」『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯』p.241。
- 19) 同上書、p.263。
- 20) 同上書、p.263。
- 21) 前掲『日本体育史』、pp.11-12。
- 22) 「教育審議会諮問第一号特別委員会第九回整理委員会会議録 昭和十三年七月二十二日於文部大臣官舎」『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第二輯』p.94。
- 23) 同上書、pp.98-99、104、106-107。
- 24) 文部省教育調査部審議課「教育審議会諮問第一号特別委員会第九回整理委員会審議要領」pp.15-24。
- 25) 前掲「国民学校『体錬科』の構想過程に関する一考察—教育審議会（1937.12～1938.12）での審議を中心に—」、p.32。
- 26) 「教育審議会諮問第一号特別委員会第九回整理委員会会議録 昭和十三年七月二十二日於文部大臣官舎」前掲書、p.111。
- 27) 体育局体育課編「文部省体育局沿革録」『昭和二十年度通牒・新聞発表綴（高田）』（竹之下休蔵文庫所蔵）。
- 28) 「文部省官制中改正ノ件」国立公文書館所蔵（請求番号：枢A 00118100・本館-2A-015-06、デジタルアーカイブ版）。（同デジタル版資料の閲覧日はすべて 2017 年 1 月 20 日。）
- 29) 「文部省官制中ヲ改正ス・（体育局設置ノ為）」国立公文書館所蔵（請求番号：類 0242 1100・本館-2A-012-00、デジタルアーカイブ版）。
- 30) 同上書。
- 31) 同上書。
- 32) 同上書。
- 33) 「文部省官制中改正ノ件外三件（十二月十七日（一回）～十二月二十一日（二回））」国立公文書館所蔵（請求番号：枢B 00025100・本館-2A-015-07、デジタルアーカイブ版）。
- 34) 同上書。
- 35) 「南顧問官特別叙位」国立公文書館所蔵（請求番号：枢 00144100・本館-2A-016-03、デジタルアーカイブ版）。
- 36) 大霞会『内務省史』第 3 巻、1971、pp.223-225。
- 37) 「南弘日記（昭和 15 年自 8 月 18 日至 12 月 31 日 第 3 巻）」国立公文書館所蔵（寄託 00047100・本館）。
- 38) 教育審議会の委員でもあった南弘は、教育審議会第 10 回総会には出席している。ここでは「国民学校に関する要綱」が全会一致で可決されており、「体錬科」という用語が示されていた。そのため、日記にあるように「体錬」という用語を全く見たことがないことはなかったと思われる。
- 39) 「国語審議会官制中ヲ改正ス・（委員定員増加）」国立公文書館所蔵（請求番号：類 02294100・本館-2A-012-00、デジタルアーカイブ版）。その他の事業として、標準語の制定、敬語法の統一、常用漢字の制定、仮名遣いの整理統一、送仮名法の決定、分別書の決定、文体の整理統一などがある。
- 40) 同上書。